

人権擁護委員に稲葉正和氏が再任されました

問 住民環境課 戸籍係
☎476-1111(122)

現在、人権擁護委員として地域に貢献していただいております稲葉正和氏が、昨年12月31日で任期満了となりましたが、引続き、人権擁護委員として令和2年1月1日付けで再任されました。

稲葉氏はこれまで人権啓発はもちろん、相談者のために4期12年を超え、誠心誠意ご尽力くださっており「今期が集大成を迎える任期(5期目、3年間)となりますが、住民に親しまれ信頼されるよう頑張ります」とあいさつされました。



●人権擁護委員とは

人権擁護委員は、人権思想の普及・高揚に努め、皆様の基本的人権が守られるように人権相談や学校、街頭での普及活動をボランティアで行います。

●人権相談(特設人権相談)

町内でも年4回、特設人権相談を行っています。家庭の問題、相続や登記の問題差別やいじめ等の相談をお受けしてします。お困りの方は、お気軽にご相談ください。

相談は無料で秘密は堅く守られます。

●人権相談(常設人権相談)

鹿屋法務局では、休日を除く月曜から金曜まで常設人権相談所を開設しております。 ☎0994-44-6790

2月は猫の適正飼養推進月間です

問 住民環境課 環境対策係
☎476-1111(127・128)

県内では、昨年度1,600頭余りの猫が保健所に引き取られています。

『飼えなくなった』という理由で、引き取りを依頼する前に、飼い主としての責任を果たし、正しいルールで飼いましょう。

室内で飼いましょう。



交通事故や猫同士のけんか、感染症などから守るためにも室内飼育をしましょう。糞尿や鳴き声、ごみを荒らすなど、周囲の方へ配慮することも飼い主の責任です。

所有者明示をしましょう。



飼い猫だと分かるように所有者を明示しましょう。ドアや窓の間隙から逃げることもあります。名前や連絡先を書いたものを首輪に付けることで、飼い主のもとへ戻ることができます。

不妊・去勢をしましょう。



1匹の雌猫から子猫が生まれ、1年後は合計20匹以上になることもあります。不妊・去勢をすることは、病気予防やストレス軽減、マーキング行為の減少というメリットがあります。

餌付けはやめましょう！！

野良猫に餌をあげることは、その猫を飼っているとみなされる行為です。

【お問い合わせ先】受付時間8:30~17:15(平日のみ)

志布志保健所 ☎099-472-1021

県庁生活衛生課 ☎099-286-2788

動物愛護センター ☎0995-44-6301